

高崎市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業。以下「骨髄バンク事業」という。）において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関して、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った者（最終同意後に骨髄等の提供が中止になった者を含む。）であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等の提供を行った日（以下「提供日」という。）（最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合にあつては、最終同意をした日（以下「最終同意日」という。）において市内に住所を有していること。
- (2) ドナー休暇制度（骨髄等の提供に伴い必要な通院、入院又は面談のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における特別の休暇制度をいう。）を設けている企業、団体等に属していないこと。
- (3) 他の地方公共団体等が実施する同種同類の助成金等を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等のいずれにも該当していないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）に要した日数に20,000円を乗じて得た額とし、1回の提供につき140,000円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血又は顆粒球コロニー形成刺激因子製剤注射のための通院又は入院

(3) 骨髄等の採取のための入院

(4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、高崎市骨髄移植ドナー助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったこと(最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合にあつては、最終同意をしたこと)を証する書類

(2) 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、提供日から90日以内(最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合にあつては、最終同意日から180日以内)に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、高崎市骨髄移植ドナー助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に骨髄バンク事業における骨髄等の提供に係る最終同意を行った者に係る助成金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。